|  |
| --- |
| 所属長・任命権者の皆様へ |

**公務災害・通勤災害に係る留意事項について**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　地方公務員災害補償基金広島県支部

　公務災害・通勤災害における療養補償の請求等については、次の点について被災職員を指導等いただくようお願いします。

**１　療養費の請求について**

　　公務災害・通勤災害における療養補償の請求方法については、別紙「療養費の請求方法（被災職員、所属・任命権者用）」を参照してください。

**公務災害や通勤災害として認定されても、その後に補償の請求をしないと支払は行われません。**

**また、療養費請求の時効は２年（指定医療機関を除く）ですので、速やかに手続を行うよ**

**う指導してください。**

**２　治ゆ（症状固定）報告書の提出について**

　　治ゆについては、別紙「療養費の請求方法（被災職員、所属・任命権者用）」や「災害補償制度上の「治ゆ」について（参考）」に記載してあるとおり、完全治ゆのほか、その症状が固定し、もはや医療効果が期待できなくなった状態を言います。

また、各所属長又は任命権者において、被災職員が治ゆしたかどうかを定期的に確認し、治ゆした場合はすみやかに基金指定様式の**｢治ゆ（症状固定）報告書」**を提出するよう、被災職員を指導してください。

　　**なお、治ゆ（症状固定）後も治療が継続されていると認められている場合には、基金が職権で治ゆ認定を行う場合があります。**

**３　第三者加害事案について**

　第三者加害事案については、被災職員が相手方や相手方保険会社と示談交渉等を行う必要がありますので、被災職員と十分な情報交換を行って、適切な賠償（補償）が受けられるよう積極的な支援を行ってください。

　また、示談が成立した場合には、示談書（免責証書）の写しを添えて**「損害賠償の受領報告書」**を提出するよう、被災職員を指導してください。２の「治ゆ（症状固定）報告書」とともに、この報告書が提出されないと事案が完結しません。

　なお、認定請求書に添付した診断書に係る費用については、認定後に基金に請求することができますので、あわせて被災職員に伝えてください。

**４　公務災害・通勤災害の防止について**

公務災害・通勤災害については、基金広島県支部全体で毎年５００件程度発生し、その内容は同様の災害が繰り返し発生している状況にあります。

各所属長・任命権者においては、少なくとも今後、同様な災害が発生しないよう、その発生原因を分析・検証し、災害防止対策を講じる必要があります。

ついては、職場環境や作業の実施方法、マニュアル等の点検を行うとともに、職員研修を行うなど、災害発生後、すみやかに災害防止対策を講じるようお願いします。

|  |
| --- |
| **地方公務員災害補償基金広島県支部**〒730-8511 広島市中区基町10-52　県庁福利課内　　℡ 082-513-2265電子メール　hiroshima-pref@ml.chikousai.jpホームページhttp://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/tihoukoumuinnsaigaihosyoukikinn/  |